

京都大学 マイクロ化学生産研究コンソーシアム 施設利用規定

1. 設備・装置利用申請

京都大学の設備やコンソーシアム所有の機器の利用を希望する会員は、所定の申込書により事前に事務局まで申請する。秘匿性が必要な場合は、事務局において複数の会員が重複しないように、利用スケジュールを調整する。各会員の1回の利用は2週間を目処とする。

2. 施設利用者

実験を伴う施設利用に関しては、利用研究者は京都大学との共同研究契約において、派遣研究員に指定されている研究者とする。共同研究で指定されていない研究者が補助として同席することは妨げない。

3. 入退場手続

施設利用者は、利用当日入場前に事務局備付けのノートに入場時刻を記入して施設の鍵を受取り、退場時には事務局備付けのノートに退場時刻を記入して施設の鍵を返却する。

4. 安全ルールの厳守

施設利用者は、器具・薬品取扱、実験操作等や、保護具の着用、服装などに関して安全ルールを厳守する。また、常に整理、整頓に努める。なお、事故や災害については自己責任を原則とする。

万一、事故、災害などが発生した場合には、直ちに所定の通報先に連絡するとともに、その指示を受けて必要な処置を取る。

5. 利用可能装置

別紙で示した装置、機器を利用可能である。ただし、大学における研究での利用が優先するため、希望時期に利用できない場合もある。分析機器については、利用者は装置に固有な利用法を除く一般的な利用法については十分な知識を有するものとする。

6. 利用薬品と廃棄物処理

試薬・溶媒・ガス等消耗品費および廃棄物処理費は利用者負担とする。廃棄物の処理に関しては、京都大学の廃棄物処理規程に従う。また、使用したガラス器具等（京大のもの）は洗浄・乾燥して元に位置に戻すこととする。

7. 装置の破損について

利用者の不注意により装置を破損させた場合（経時変化による劣化は含まない）は、現状復帰に要する費用を利用者が負担するものとする。

8. 装置の貸し出し

京都大学において特別な申請を必要とするような危険物を用いた実験は、原則行わない。このような場合、協議により装置を貸し出すことがある。装置の貸し出しには大学に対する申請が必要であり、費用が発生する場合がある。

9. その他

以上の取り決め以外の事項については、適宜関係者間の合意に基づき取り決める。